

令和 5 年 6 月 21 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
細川 秀一
釜 菴 敏
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知依頼）

標記ガイドラインにつきましては、「「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知依頼）」（令和 5 年 5 月 1 日付、日医発第 271 号（法安）（健Ⅱ））により周知方お願いさせていただいたところです。

今般、標記ガイドライン内の質疑応答集（Q&A）問 3 に掲載されている亜塩素酸水について、記載内容の一部に更新があるため、ガイドラインが改正された旨、厚生労働省より情報提供がございましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれまして本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につきましてもご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、改正後のガイドライン等につきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

<厚生労働省ホームページ（自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年）>

- ・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001107741.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」修正内容（令和 5 年 6 月 14 日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001107742.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」改正後全文（第 4.1 版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001107743.pdf>